

平成 26 年度第 3 回登別市子ども・子育て会議 議事録

■日 時 平成 26 年 8 月 18 日（月）18 時 04 分から 20 時 20 分

■場 所 登別市役所 第二委員会室

■出席者 会 長 石垣 則昭

委 員 戸井肇、千葉円哉、木村千鶴、大熊幸子、堀井有子、稲葉雅幸、木村由起、
竹中修志、北林純子、鹿原徳子、河上良枝、千葉由起、堀切智恵子、吉元美穂、
鳴海文昭

事務局 二階堂保健福祉部長、松本保健福祉部次長、
吉田子育てグループ総括主幹、中井子育て支援主幹、藤田子育て支援主幹、
山本主査、百貫主査、北山担当員、佐藤担当員、高田担当員

■議 題 協議事項 （1）子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方の訂正・変更箇所について
（2）子ども・子育て支援新制度に係る条例制定について
（3）幼稚園・保育所などの「量の見込み」と「確保策」について
（4）その他

■資 料 資料 1 計画の基本的な考え方について

資料 2 子ども・子育て支援新制度に係る条約制定について

資料 3－1 幼稚園・保育所などの「量の見込み」と「確保策」とは

資料 3－2 「1、2、3号認定子ども」とは

資料 3－3 幼稚園・保育所の利用状況

◎開会の宣告（18：04）

（事務局）

ただいまより平成 26 年度第 3 回登別市子ども・子育て会議を開催いたします。

1. 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方の訂正・変更箇所について

（事務局）

それでは、資料 1 「子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方の訂正・変更箇所について」の説明をいたします。

～資料 1 の 10 ページまで説明～

（石垣会長）

ここまでのところで、何かご意見やご質問はありますか。みなさまのご意見を踏まえ、訂正、修正した所の説明がありました。みなさまのそれぞれの意見が反映された文言となっているのでしょうか。

（吉元委員）

10 ページ目のところで質問があります。10 ページの「次世代育成支援行動計画」の「7 サービスの質の視点」では評価などの取り組み、情報の公開、人材の育成の文言があったのですが、「子ども・子育て支援事業計画」の「視点 6」では、そのところを割愛して一つにまとめられたということなのでし

ようか。

(事務局)

「視点6」に関しては、「次世代育成支援行動計画」の3番目と7番目をまとめたものです。いま、ご指摘のありました情報公開や、サービス評価等の取り組みを進めることは、当然すべきものと考えています。

(石垣会長)

ご存知のように、情報の公開や、実際に受けたサービスについて評価することは、このような活動の前提となりますので、当然含まれているという説明ですね。他にご意見やご質問はないようですので、事務局、次の説明をお願いします

(事務局)

それでは、残りの説明をいたします。

～資料1の11ページと12ページの説明～

(戸井委員：登別市PTA連合会)

12ページの「子ども・子育て支援事業計画」の2番目の「親」についてですが、父親に対してもという説明がありました。父親に対するフォローというのは実際どのように考えているのか、またどう理由でそうしたのか教えてほしいです。

(事務局)

ここでは、母性や母親の健康が中心となります。ここで父親の話をしたのは、例えば子育てをしている親を対象に子どもを含めた健康相談、健康指導など行う際は、父親を含めて一緒に子育てに取り組んで欲しいということで、父親も対象としているのが多いのです。それを念頭に置き、親という表現としました。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

ここは、親と子の健康の確保ですよ。次世代育成支援行動計画の時は、母親になる方の健康ということで、具体的で理解しやすかったです。では父親の健康の目的は何でしょうか。父親の健康の目的如何によっては、前回の繰り返しになりますが、本当に親でいいのかということになります。父親が健康でなければ子育てに参加できない、だから父親を含む親としたのなら、父親に代わる保護者の健康については対応しないのかという見方もできると思います。なぜ父親と区切ったか理由を知りたいです。なぜ父親なのでしょう。

(石垣会長)

解釈の問題でもあると思います。この親を母性として捉えるのか、あるいは家庭という見方をするのか。そうであれば祖父や祖母も含まれるのかもしれませんが。また子どもの親とするなら、母親を中心に父親も含まれるのかもしれませんが。様々な見方ができると思います。

(事務局)

もっと具体性を持たせるのであれば、ここの親は母親とした方が分かりやすいのかもしれませんが。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

父親の健康を確保する目的が明確でないから、ここの親が母親なのか保護者なのかという議論になると考えます。逆に言えば、妊婦さんも含めた母親のフォローをとということなら、親でなく母親という文言がはっきりとしていいと考えます。

(鳴海委員：連合町内会)

ここの親というのは広く、家庭として私は捉えています。広く解釈をして、家庭の中で父親も母親も健康であることが子どもの幸せだと思うから、母性や母親だけでなく、父親も含む広い意味でここの親を捉えています。

(戸井委員：登別市 PTA 連合会)

そうすると前回の会議の堂々巡りとなってしまいます。実の親でなく、祖父や祖母が子どもを育てている場合、祖父や祖母に対してサポートはないのでしょうか。ここの親というのはこの論点から始まっていると思います。

(鳴海委員：連合町内会)

そういうのであれば、この親は育成者になると思います。ここは、育成者と子の健康ということになると思います。

(戸井委員：登別市 PTA 連合会)

親に育てられていない子どもがたくさんいる中、親という表現に限定するのはいかがだろうかという投げかけを前回の会議にしました。それでここが、親がいいのか保護者がいいのか宿題となった経緯であります。そこで親という表現を限定するのであれば、その根拠が知りたいのです。

(堀切委員)

前回の会議での事務局の説明では、この親は母性ということでした。妊産婦と産後の親の保護という立場で、親の健康と増進という捉え方でありました。それであれば、母性でいいのではないかという話も出ていました。先ほどの事務局の説明で、男親も含んでの健康管理という話があり、子どもを育むために心身ともに親が健康でなければいけないから、父親も含んだと話されていました。当初のように、親の健康の確保と増進というのが、妊婦であったり産後の母親の健康状態ということであれば、母性ということで特定した方が分かりやすいですし、また、環境整備という観点から、安全で穏やかに子育てをするために、明るい家庭や健康な家庭づくりという見方をするなら、他の項目でその部分を含む項目を作った方が分かりやすく、目的がはっきりするのではないかと思います。初めてこの文を読んだ方が理解しやすく分かりやすいものでなければいけないと考えます。

(事務局)

事務局の案としては、より明確で分かりやすいことから、母と子の健康の増進としたいと考えますがいかがでしょうか。

(堀切委員)

難しいですね。母としたら父親はどうなるのかという話になりますよね。

(事務局)

今まで行った子育ての事業のなかで、例えば育児教室などは父親などの保護者を対象としています。対象者の範囲によってこれからの事業を作っていきますので、ここは範囲を明確にした方がいいと考えます。また、この部分のキーワードとして、健康の確保であると考えます。次世代育成支援行動計画ではこの健康の対象が母性ということでした。現在は、体だけでなく心の健康もとても大事だと考えるようになっております。この健康の確保に、母親や父親の心の健康も考えるとこの対象も変わっていくのではないかと考えます。

(堀切委員)

確かに父親を含んでの子育ての事業があるのなら、それは親となると思います。そういうのを含んでの健康の確保とするのなら、親というくくりが適当ではないかと思います。

(石垣会長)

健全な子どもを育てるには親も健全でなければいけません。まずは子どもありきですよ。そのためには親も健康の確保をしなければいけません。一般的に健康というと、心と体を分けずに健康という言葉ひとつで表すのが多いと思います。この部分は、健全な子どもを育てるためには親も健康という目的で、様々な事業や教室が開催して進めていくということです。その中心となるのが、一般的には保護者という広がりよりも母親が中心となるかもしれません。それでは表記は母親ということになるでしょうか。母親では不自然ですよ。

(堀切委員)

母子家庭ばかりでなく、父子家庭もありますしね。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

今はいろんな家族の形態がありますよね。実際、私が前回ここで投げかけさせていただいたのは、親に育てられている子ばかりでないというのが、この議論のスタートでありました。それで親というくくりでいいのかという疑問が出ました。祖父や祖母、叔父さん、伯母さん、全くの他人に育てられている子はたくさんいます。その中で親でくくるのはどうでしょうか、というのが前回の投げかけでありました。

(事務局)

確かに親という言葉は、捉え方として広い解釈をすれば、養父母も祖父も祖母も実際に育てている者という解釈もできると思います。この委員会で、親という言葉の定義が一致すれば、例えば養父母も祖父も祖母も含めているんだという解釈ができると思います。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

親という部分を、父母に限らず子どもの養育に関わる家庭の人たち全体として捉えるのであれば、誤解を避けるために、この事業計画のなかでは親というのは父親母親ばかりでなく、子どもの養育に関わる全ての人たちを含んで親だという注釈が必要になると思います。

(事務局)

言葉の定義をしなければ、時代とともにその意味合いが変化していく可能性もあります。親の定義を、父親母親ばかりでなくて、子どもを養育する全ての人という内容として注釈を付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員)

賛同します。

2、子ども・子育て支援新制度に係る条例制定について

(事務局)

それでは資料2「子ども・子育て支援新制度に係る条例制定について」の説明をいたします。

～資料説明～

(石垣会長)

委員のみなさんからご意見が出やすいように質問をしたいと思います。資料2の「新制度のポイント①」に係ることで、幼児期の学校教育・保育を行う施設に対する財政支援が一本化されますとありますが、いままでは幼稚園、保育所、認定こども園などの財政支援は、それぞれ個別に行われていたと思います。具体的にどのような形で財政支援を行っていたか説明をお願いします。

(事務局)

幼稚園であれば、所管が文部省でありますので、私立幼稚園の就園奨励費などの補助が文部科学省からあります。保育所については、厚生労働省の所管になりますので、保育所運営費国庫負担金などの補助が厚生労働省からあります。認定こども園につきましては、所管は文部科学省と厚生労働省が双方関わってそれぞれに手続きをして補助を受ける流れになっております。今回の新制度につきましては、そうした縦割り部分を改善しようということで、認定こども園は申請なども含めて内閣府で一本化することとなりました。幼稚園、保育所につきましても、お金の給付に関して同じ制度の中で行うこととなりました。

(石垣会長)

幼稚園や保育所、認定こども園に関して財政支援が一本化されるということでしたが、同じような金額を補助しますということなのでしょうか。一本化というのはどういう意味なのでしょうか。

(事務局)

仕組みとして一本化されるということです。申請の仕方などが同様なものとなります。金額につきましては、現在国から示されている情報によると、基本的には現行の金額をベースに消費税増税分をあてると聞いております。金額については、幼稚園と保育所とで元々の金額が違いますから、全く同じになるということはありません。

(石垣会長)

保護者の方の負担についても違いが生じるということなのですか。

(事務局)

幼稚園につきましても、保育所につきましても、現在保護者の負担額が違います。今後新制度となった場合、所得額に応じて保護者が支払う仕組みになります。現行では、保育所については所得に応じた保護者負担となっておりましたが、幼稚園につきましては、各幼稚園で定めた定額の金額でした。ただ実際には、幼稚園を通じて市に申請を行えば、所得額に応じて保護者には就園奨励費が支給されております。そのため広い意味では、元々所得に応じた保護者負担になっていましたが、新制度になると最初から所得額に応じて利用料を支払う仕組みに変わります。幼稚園、保育所のそれぞれの金額について、現在示されている情報によりますと、現行の全国平均の値を元に、国が上限値を決めるということになっております。幼稚園を利用する方と保育所を利用する方で、金額的な差がまだあるというのが実態であります。

(石垣会長)

財政支援が一本化されるということは、国の方針ということでいいのでしょうか。国として財政支援が一本化されるのを受けて、市としてどのように取り組んでいきたいかということでもいいでしょうか。

(事務局)

はい、具体的な金額はまだ国から示されていませんので、上限額の案という形でしかみなさんにお伝えすることができない状況であります。今後、具体的な保護者負担の額などがはっきりと示されると思いますので、国からの情報が届きましたらすぐにみなさんにお伝えしたいと考えております。

(木村委員：子育てサークルの代表)

今まで私立幼稚園就園奨励補助金をいただいていたのですが、同一世帯に小学生の1年生から3年生までの児童がいる場合やいない場合など、細かい区分がありましたよね。新制度からは所得に応じただけの区分となるのでしょうか。

(事務局)

私立幼稚園就園奨励補助金の区分につきましても、基本的にはその部分も考慮されると考えております。実際にそれがいくらになるかという部分は、まだ国からは示されていない状態です。

(木村委員：子育てサークルの代表)

その部分とはどういう部分なのでしょうか。例えば区分が細かいままなのか、あるいは区分がなくなったり、あるいは変更があるのかなど、そういうのもまだ分からないのでしょうか。

(事務局)

大まかな区分での、例えば所得額に応じて100万円から200万円までの人はいくら、200万円から300万円までの人はいくらという仕組みにはなると考えております。

(木村委員：子育てサークルの代表)

小学校1年生から3年生までの区分という所で、高学年の兄弟がいる家庭が対象外になり、少しの金額がしかもらえなかったという話をよく聞きます。その所はどうなるのでしょうか。やはり国が決めていくことなのでしょうか。

(事務局)

基本的にはそうです。ただ、国が定めるのは上限ですのでそこを踏まえた上で、市としてどの程度、負担の軽減が考えられるのか今後、検討していきたいと考えております。

(木村委員：子育てサークルの代表)

小学校1年生から3年生までの区分ということなのですが、高学年の子どもがいる家庭の方がお金がかかってくるのが実情です。その所を保障してほしいという声が多くあります。

(石垣会長)

国が新しく制度を改善することによって、子どもにとってメリットがないと改善にはならないと考えます。今よりはお金がかかりすぎてしまうとか、サービスが使いづらいつかになってはいけないと思います。市の考えとして、さらに進めて制度を拡大していくという考え方でいいですね。委員のみなさんのご意見等については反映されるということによろしいですね。

(事務局)

ご意見として伺い、十分考慮した上で基準などを作っていくと考えております。来年の4月から新制度が始まりますが、既存の幼稚園がどのくらい新制度に移行するかはまだ未定です。既存のまま残る幼稚園もあるかもしれません。

(石垣会長)

既存のまま施設が残るとすれば、新制度に移行する幼稚園と新制度に移行しない幼稚園とどんな違

いがありますか。

(事務局)

新制度に移行した幼稚園は、新たな保育料となりますが、新制度に移行しない幼稚園につきましては、今まで通り各園が独自に決めた保育料や入園料になり、現行通りという形になります。新制度に移行するか現行制度に残るかというのは、各幼稚園の判断になります。

(石垣会長)

新制度に入る幼稚園と入らない幼稚園があった場合、親の負担はまだ分からないのですね。新制度に移行しない幼稚園がどう考えるかですよね。

(事務局)

実際の幼稚園の保護者負担金につきましては、市内の幼稚園あるいは幼稚園協会等を交えて協議したいと考えております。

(千葉委員：登別市私立幼稚園協会)

幼稚園協会として、認定こども園、あるいは新制度に移行するかどうか迷っている状況です。理由は先ほど言われている通り、国から具体的な数字も出されていないまま、これで保護者説明会をしても保護者からの質問に答えられないことがたくさんあるからです。現実的な所と言えば今まで通りの募集の仕方や、保育料で行った方がいいのではないかと考えております。正直来年度どうしようか迷っている所です。

(事務局)

今回3つの条例がありますが、あくまでも国が示したものを基本としています。他の市町村の多くは国が示したものと同様の条例を制定しています。登別市に関しては、資料2の下段の「条例制定について」に書いてある通りですが、市が独自に定めるものとして②の「特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者又は支給認定保護者に必要に応じて費用の差額相当額の一部を支払うことができる」という一文を付け加えました。また③に関しては「地域特性を生かし、人間性や国際性豊かな人材の育成を図るよう配慮する」という一文を付け加えました。具体的なことに関しては、この会議の中で委員のみなさんからご意見をいただき、事業計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。今回、この2点につきましては、市として、今後の子育て支援を進める意思を示すため加えた部分であります。

(河上委員：登別市障害者福祉関係団体連絡協議会)

市は、待機児童などで困っている状況はないと理解していいですよ。大都会であれば、こうした制度が出来れば、事業所は運営が楽になると感じましたが、現在地域型保育に実際に手を挙げている事業所はありますか。

(事務局)

現在はありません。元々が待機児童解消のために、小さな事業所にもお金を給付をし待機児童解消を促進しようというのがそもそもの趣旨です。市全体で見た時には、少子化で子どもの数が減っており、保育所や幼稚園の定員数が子どもの実数より多いというのが実情であります。後で説明をいたします量の見込みに基づいて、小規模保育などについて実際に必要かどうかという問題になるかと思えます。現存の保育所などの施設で対応できるのであれば、小規模保育については余地がほとんどないかもしれません。

(河上委員：登別市障害者福祉関係団体連絡協議会)

現在はまだ手を挙げている所はなく、今後も手を挙げる事業所はないという理解でいいのでしょうか。

(事務局)

市全域と見た場合は、そのようなイメージなのかと思われます。ただ、地域別に量の見込みを推計した場合、どのように提供していくのかはまた別な話と思われるので、協議をしていただきたいと考えております。

(吉元委員)

20、30年後の児童数を考えると、減少は避けられないという状況の中で、施設を新たに建てて20年30年かけて資金を回収していくような事業所が出てこなかった場合、例えば方針として小規模のものを奨励し、女性の働き口を作りながらやっていこうという話は、どういう場所で話をしたらいいのでしょうか。それとこの条例と関係があるのかお聞かせください。

(事務局)

条例に関しては、実際に小規模保育をやるかやらないかに関わらず、小規模保育事業や事業所内保育事業の認可基準を国の示した基準に従って、今回条例として定めるものであります。ご質問の前段についてでございますが、ニーズ調査に基づく量の見込みによって必要性を検討します。

(石垣会長)

現在ある保育所が定員に満たない場合でも、小規模保育所事業については認可をする考えは市にありますか。

(事務局)

基本的に供給が足りていて定員が余っている場合には、需給調整という制度があります。市が供給をセーブしなさいという作りになっています。最終的な意思決定ということではないのですが、基本的には現状にあるものをベースにして、活用していただくことになるものと思います。

(石垣会長)

では待機児童がない場合は、小規模の保育事業も支援するというのは、実際には実態がないということになりますよね。

(事務局)

ご指摘の通りで、今後北海道を通じて国に報告するのですが、供給がオーバーしている町の具体的な取扱いについてはまだ、国から示されていない状態です。

(大熊委員：地域型保育の代表)

小さな規模の保育園事業は、財政支援の対象になるというお話がありましたよね。うちは20名程度の事業内保育園を病院で運営していますが、対象にはならないでしょうか。

(事務局)

事業所内保育に関しては、その従業員の子どもを預かるのが原則で、社員の福利厚生の一環として行っています。ただ、施設の規模に応じてですが、地域の子どもの受け入れるということであれば新制度の財政支援の対象になります。

(大熊委員：地域型保育の代表)

地域の子どもの受け入れなければ、財政支援の対象にならないということですね。

(事務局)

そうです。事業所内保育も先ほどの幼稚園と同じです。現行制度のまま事業所内保育を行うこともできます。地域枠を設けて、事業所内保育という新制度に移行することもできます。選択肢は二つあるということです。

(大熊委員：地域型保育の代表)

分かりました。

(稲葉委員：登別市社会福祉協議会)

こちらの病院では20人程度の子どもの保育をしているということですが、要請があれば、そこに枠を割り当てていくのが我々の目的だという気がします。

(事務局)

病院の院内保育ということでお話しをさせていただきます。病院の福利厚生ということで保育所を運営していた中で、地域の子どもの枠を設けて入所することが可能であるなら、新制度の財政支援を受けることができます。ただ、病院としてそういう枠を設けず従業員の子どもの保育を行うとするのであれば、現行の制度のまま、北海道が管轄する病院関係の事業補助を受けることになります。

(石垣会長)

それは事業所の判断なんですよ。

(事務局)

そうです。ただ、希望されたからといってすぐに出来るということではありません。今回の条例には、施設基準や防火の基準、職員の資格基準などが盛り込まれています。量の問題、つまり地域の中でどのくらいの量を設定するかをこの会議で検討していただくことになりますが、それを踏まえ事業所が希望され、地域の子どもの保育を新制度で行うとなった場合、次の段階として施設の一人当たりのスペースの基準や防火基準、職員の資格基準などが満たしているかなどが問題となります。それをクリアしていれば小規模保育事業については、資料2の一番下の表の①で書いてあるとおり、市が認可・届出を行います。②の特定教育・保育施設は大きな幼稚園、保育所ですから北海道で認可・届出となり、それから③の放課後の関係は、市が認可の権限を持っております。運営に関することはすべて市の条例で定めることとなります。一人当たりのスペースとか防火基準とか資格の関係など国の定める基準を準拠に定めることとなります。

(吉元委員)

今回の3つの条例は、国の施策に基づいて新たに設置というのはよく分かりましたが、資料2の下の表にある「運営に関する事」は、条例の中にある運営規定にあたることなのでしょう。また、②の「登別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」と③の「登別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」は既存の条例があると思いますが、その関係性はどうなるのか教えてください。

(事務局)

条例で定めている運営に関する事は、例えば保護者に対しての説明責任や、保護者が施設の利用を希望した場合、正当な利用がない限り拒否してはいけないなどのことを指しています。条例の中の運営基準に関しては、施設に説明責任などを周知徹底しなさいというものであります。既存の条例との関係ですが、保育所に関する条例はすでにあります。いまある保育所の条例は、まず設置条例とい

うものと、保育所の対象者についての条例であります。来年度になります。保育所の利用条件が、職がなくとも求職中なら保育所の入所が可能とする政令が出る予定であります。その部分につきましては、今回の条例に抵触するものではなく別のものとなっています。それから放課後児童健全育成事業については、放課後児童クラブ条例というのがあります。各施設はおおむね30名程度の定員とすると、施設の場所が明記されただけの短い条例となっております。今回の放課後児童健全育成事業の基準は最低基準ですから、これを踏まえて市の直営の放課後クラブについては運営していくという仕組みになっています。

(吉元委員)

運営規定の所でも、施設の定員とか職員の資格といったところは、最低基準の運営規定を設けるということでいいですか。

(事務局)

そうです。条例には市は最低基準は設けるが、市はこれを常に向上させるように努めなければいけないと文言が入っております。仮にどこか民間の保育所が、例えば0歳児の保育をすでに1対1で行っていて、新制度になって国の基準が3対1であるから職員を減らそうとした場合、すでに1対1で保育をしているから質を落とすことはしてはいけないという指導を行うこととなります。最低基準の保護というのはそういうことも想定しています。

(石垣会長)

放課後児童クラブについて新制度となった場合、どのようになるのか具体的な説明をお願いします。

(事務局)

これまでの対象児童は、小学生の低学年を対象としていましたが、新制度における放課後児童クラブは、法的に小学6年生までとなります。登別市では、一昨年からは実施可能な児童クラブに対しては、すでに小学6年生まで対象を広げて行っております。

(河上委員：登別市障害者福祉関係団体連絡協議会)

新制度が話題になった当初は、保育士の給与が低く、そうした改善も含めた質の向上が言われていましたが、現在は量の確保ということだけが言われています。この条例には、職員の研修に努めるぐらいしか書かれていませんでしたが、保育士さんの質を上げるために、給与の改善などもこの条例に含まれているのでしょうか。

(事務局)

国がいう質の向上ということで、保育士の処遇改善が言われております。例えば給与の増額などは、消費税増税部分を使って何パーセントかそれを施設に対する給付費用の中に上乗せする制度になっています。具体的にそれがいくらとなるかは、最終的に消費税が10パーセントになる時を基準とするので、現在ではまだどのくらい上乗せになるかは分からない状況です。それが幼稚園などが、新制度に移行できない理由の一つのようです。保育士の処遇改善は、国からの財政支援の中に織り込まれています。

(石垣会長)

新制度のポイントの②において、小さな規模の保育事業というのは、個別な対応が可能だと言えると思います。例えば障害を持った児童や特別支援が関わるような児童への対応は、個別な対応が求められますので、小さな規模の保育事業というのは大変有効と思われるのですが、設置基準が問題になると

思われます。個人で行う場合、研修などの状況がなかなかままならない状態が想定されますが、それに対して市はどのように考えますか。この問題は保育の質の確保にも関わってくると思われます。

(事務局)

本州などの大きな街では、アパートの1室を借りて個人的に保育を行っていて、もっと子どもを受け入れようと隣の部屋をもう一つ借りて、保育事業を行うという事例が報告されているようです。そういう場合は、施設の設定のほかにもいろいろと問題があると思います。一番重要なのは、子どもたちの安全の確保、保育の確保であるので、仮にそういった小規模の保育事業があった場合は、今回の条例に基づいた申請ということになります。よりきめ細かく見ていく必要があると考えております。

(石垣会長)

現在のところ、まだ具体的な情報が国から示されていない状態ですが、今後そういう具体的な情報が得られた場合は、またすぐに知らせてもらえるということでしょうか。

(事務局)

はい

(石垣会長)

それであれば、ここで一度区切って、具体的な情報が得られた時にそれぞれご意見をいただき、議論を行っていききたいと思います。

(事務局)

この3つの条例に関しては、市の独自のものとして2点加えておりますが、今後委員のみささんに具体的な内容を議論していただき、支援事業計画に盛り込みたいと考えております。今後、細かい規則を作成しお示ししますが、この3つの条例は、事業を行う上での最低基準となります。具体的なものは、この条例を受けて規則、規定を作りますので、今後計画を作る上で、みなさまからいただいたご意見が反映できるような規則、規定を作りたいと思っています。ほとんどの市町村が国の基準そのまま受けていますが、なぜ登別市が独自のものを出したかという、登別という観光地、国際レクリエーション観光都市を宣言していますが、こういう町の特性をなんとか運営基準に反映したいと思ったからです。市が独自に定めるものに「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は支給認定保護者に必要に応じ費用の差額相当額の一部を支払うことができる」とありますが、ここで地域の特性を理解した上で、例えば幼稚園などが地域にあった独自のものを展開した時に、それが市として認められるものであれば、支援していくというのが意図であります。もう一つの放課後児童健全育成事業については、みなさんもお存知のように、児童クラブを指しています。児童クラブというのは元々放課後の子どもたちの生活の場、預かりの場ですが、運営に登別の特性を生かしたものなどを加えることができたという意図があり、委員のみなさんのご意見を伺っていきたくて考えております。

(石垣会長)

いまの説明でみなさんの理解をいただいたということでしょうか。

(全委員)

はい

(事務局)

この条例に関しては、今回子ども・子育て会議にて諮問させていただき、条例案通りの答申いただいたということにさせていただきます。答申の内容に関しましては、事務局と委員長とで作成をし、

に提出をいたしますのでよろしく申し上げます。

(石垣会長)

それぞれ委員の皆様からご意見やご質問をいただいた内容についても、同じように扱っていただけたらと思います。条例をこの会議が認めたということだけでなく、その中には意見や質問が含んでいるということであげていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

3 幼稚園・保育所などの「量の見込み」と「確保策」について

(事務局)

それでは、「幼稚園・保育所などの「量の見込み」と「確保策」について」の説明をいたします。

～資料 3-1 について説明～

(石垣会長)

現状では待機児童はいないということでしたが、地域割りではどのような状況なのでしょう。

(事務局)

ある地域では保育所や幼稚園がないという状況がありますので、その地区は施設が不足していると数字では出ますが、そこに新たに保育所や幼稚園を作るという話にはなかなかならないのかもしれませんが。市全体でみると、保育所が 540 人、幼稚園が 685 人の定員であります。保育所や幼稚園とも定員を下回っている状況で、全体で見ると確保されている状態です。地区別で見ればマイナスの数字が出るのですが、新たに保育所や幼稚園を建てるという話にはなりづらいのかと思います。

(石垣会長)

例えば鷺別地区に幼稚園がないとすると、幼稚園がないから確保策としてどうしたらいいのかということでしょうか。それとも将来の見込みとして、希望する人が多く定員を超えるためどう対応するのかという話になるのでしょうか。それとも、その両方を確保策として検討することになるのでしょうか。

(事務局)

両方ともです。いろんなパターンが数として出てくると思いますので、それをどのように確保していくのか今後の議論になると思います。

(石垣会長)

幼稚園に入りたいけど近くに幼稚園がない、そうした場合どうしたらいいのかということでもいいでしょうか。それが 5 年間にわたって将来的ニーズ調査を行っていくということですね。

(事務局)

はい、ニーズ調査をもとにして検討をしていただきたいと思います。次回の会議の際は、事務局で量の見込みの人数と確保策をお示し、論点に記載されたものや支援事業計画の案をお示しする予定ですので、それに沿ってご意見をいただけたらと思っています。

次に「「1, 2, 3号認定子ども」とは」の説明をいたします。

～資料 3-2 の説明～

最後に「幼稚園・保育所の利用状況」について説明します。

～資料 3-3 の説明～

(石垣会長)

資料 3-1 から 3-3 まで、次回協議してもらう内容の説明をいただきましたが、どうして今日行ったか説明をお願いします。

(事務局)

今まで3回子ども・子育て会議を行いました。実際に事業計画がどういうものなのか不明な点があると思いますので、あくまでも仮ではありますが、事業計画案を次回委員のみなさまにお配りをしてご意見をいただきたいと思っております。その中には先ほど説明をいたしました量の見込みや確保策などが出てきますので、委員のみなさんの理解が深まるよう事前に説明をいたしました。また次回の会議の前に、仮の事業計画案を配布したいと考えております。

(石垣会長)

次回に量の見込みや確保策などを検討するということですが、例えば鷺別地区に住んでいるのだけど、鷺別地区に幼稚園がないとすると、自分の考えで別の幼稚園に行きたいというのはできるのでしょうか。

(事務局)

あくまでも利用者の希望が第一ですから、利用者の意向にそぐわない形で幼稚園を紹介することはないと考えます。

(石垣会長)

では改めて、この確保策というのはどのように考えたらいいのですか。

(事務局)

現在、待機児童はなく、市全体として幼稚園や保育所の定員数や今後の子どもたちの人口を見ると確保策として特に施設を増設をしなければいけないという話にはならないのかと思います。今後確保策として委員のみなさんに検討していただくことは、それぞれの地域の事情もあり、事務局でそうしたことも加味した検討資料を用意して、みなさんからご意見を伺いたいと思っております。

(石垣会長)

確保策で具体的に何を検討してほしいのかよく分かりません。委員のみなさんは分かりますか。

(稲葉委員：登別市社会福祉協議会)

確保という言葉がよく分かりません。足りているのに確保というのはどういう意味なのかピンとこないです。

(事務局)

例えば市全体で足りているけど、中学校区で地域分けをした場合、幼稚園の希望する人が多く幼稚園施設が足りないという数字が出てくる所があるはずなんです。そこについて、幼稚園が足りないから単純にここに幼稚園を建てるという話になるのか、例えば鷺別では20名分が足りないけれど、緑陽地区では40名分余っているのであれば、緑陽地区で対応できないのかなど、そういった所で対応策を提示したり、やはり新しい施設が必要となれば検討いただければと思っております。

(石垣会長)

先ほどでは、新しい保育所は建てることはできないというお話がありましたが、今の話では新しい施設も可能であるという内容でした。どちらが正しいのですか。

(事務局)

市の財政的な所を考えると、新規の施設を建設するのは非常に難しい部分があります。ただ、この会議の意見として新しい施設が必要となれば、それを市としては全く無視するというつもりはありません。実際に新規施設の建設ができるのかは分かりませんが、できるだけみなさんの意見をお聞きし、反映できるところはできるだけ反映し、報告をしていきたいと思っております。

(石垣会長)

財政が非常に厳しいけれども、そういう意見があれば、できるだけ反映していきたいということですね。

(事務局)

今までの制度は親が働いているのが条件でありましたが、今回の制度は働かなくても、希望があれば保育の受け入れを行うことができます。また、例えば子どもに教育を受けさせたいとか、保育の時間を長くしてほしいなど、現行制度ではなかなか対応できなかった面も、新制度では親の希望をできるだけ叶えるものとなっています。今回のニーズ調査では、働いているけれど子どもに教育を受けさせたいと思う親がどのくらいいるのか、働いてはいないけれど、子どもを保育園に預けたいと思う親がどのくらいいるのかなども調べております。また、市の実情や将来的な推計、また地区割りなどを考慮して、今後5年間の事業計画に関してどの程度の数字で対応するのか、きちんとその地区ごとの状況を確認し数値を作っていくたいと考えております。また、児童クラブに関しても、ニーズ調査を行っていますので、併せて委員のみなさんに検討をお願いすることになると思います。

(石垣会長)

よろしいでしょうか。さきほど話があった答申については、事務局と話し合っただけであればと思います。

(鳴海委員：連合町内会)

資料3-3の「幼稚園・公立保育所利用率の推移」について説明をお願いします。幼稚園の0～5歳人口と保育所の3～5歳の数字が違うのではないかと思います。

(事務局)

すみません、ここの数字は逆になっていると思われます。確認をして、次回会議に正しい数字をお知らせしたいと思います。

(石垣会長)

他になればこれで終わりたいと思います。

4 その他

(事務局)

前回の会議録であります。内容に修正がなければ公表させていただきます。

(特に意見なし)

◎閉会の宣告 (20:20)

(事務局)

それではこれで、第3回登別市子ども・子育て会議を終わります。次回の会議は9月の第4週を予

定しています。日程に関しては、今後委員長と協議をして、みなさんにご連絡をしたいと思っております。

本日はありがとうございました。